

憲法記念日には日本国憲法の前文と条文を声に出して読んでみよう

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。
2. 今日は憲法記念日ですので、憲法の勉強の仕方を少しお話させていただきます。憲法記念日は、憲法ができた日を記念する日です。せっかくですので、憲法記念日に必ず1回、日本国憲法の前文と第1条から最後の条文までを声に出して読むことをお勧めします。
また、1週間ぐらい前からの新聞には、日本国憲法とはどのような憲法か、日本国憲法が抱える今の問題とは何か、集団的自衛権とは何か、新しい人権とは何か、国会のしくみはどのようにすべきかなどについての記事がたくさん、たくさん出ています。ですから、この1週間ぐらいの新聞と今日の新聞、憲法記念日にどのようなことが行われたかなどが書かれている明日の新聞を是非読んでいただき、憲法の歴史や現代における問題点を勉強していただければと思います。その憲法の条文は文章で書かれていますので、音読することをお勧めします。
3. では、憲法の条文はどこに出ているかと言いますと、中学校の公民の教科書、高校の政治経済の教科書に全文出ています。また、HPで日本国憲法を検索すると全文が出ていますので、是非お読みください。法律の条文を集めた六法全書という本にも、憲法の条文が全部出ています。ほとんどの六法全書には、大日本帝国憲法、いわゆる明治憲法も旧憲法として全文が掲載されていますので、現代の憲法と明治時代に作られた古い憲法とを見比べながら読んでみるのもよいと思います。
4. とにかく大事なことは、声に出して読むことです。日本国憲法の前文には何が書いてあるか、1条には何が書いてあるか、9条には何が書いてあるか、国会については何が書いてあるか、裁判所については何が書いてあるか、内閣については何が書いてあるか、日本国憲法は誰にあてて書いたものなのか、憲法改正についてはどのようなことが書いてあるか、どのような改正をするのかなど、今問題になっていることが全部わかります。日本国憲法ができてから数十年経ちますので、今まで通りに運用してこれからもずっとみんなで守っていくのがよいのか、少し変えたほうがよいのかなどについて皆さんも国民の一人としてお考えいただきたいと思います。
5. 私も常日頃からいろいろと考えています。十数年前に、参議院の憲法調査会で「日本国憲法について意見のある方は述べてください」という公述人(公聴会などの公の場で意見を述べる人)を募集しました。そのときは、安全保障と平和についての公述人を募集していて、私も思っていることがありましたので発表させてもらいました。2時間与えられ、3名か4名いたと思う公述人の1人として発表させてもらいました。

6. 私が述べたのは、日本国憲法の前文の中に「人間の安全保障」を入れてもらいたいということです。安全保障には、「国の安全保障(国は安全を守る権利と義務がある)」という考えがあります。また、一人ひとりの人間に焦点を合わせた「人間の安全保障」という考えがあります。私は、この「人間の安全保障」を日本国憲法の前文に入れていただき、安全保障の大きな柱にしてもらいたいと主張しました。
7. 「人間の安全保障」は保護と能力強化の二つの意味があります。これは英語からきた表現で、「人間の安全保障」は Human Security と言い、その中には保護(protect)と能力強化(empowerment)があります。極限的な状況になったとき、例えば紛争のあとの戦争・この間の大津波などのときは生きるか死ぬかですから、まずは人間の生命を保護しなければいけません。そして、保護が終わったあとは一人ひとりが力をつけて自分の生活を立て直したり、仕事をしたり、社会を立て直したりする能力強化が必要です。これが「人間の安全保障」の二つの中身で、これからは現代的な問題に対処するためにそれらが必要ではないのかと主張しました。
8. それから、あまり聞き慣れないことかもしれませんが、日本国憲法には国の緊急事態に対してどのように対処するかという規定、つまり国家緊急権がありません。他国のほとんどの憲法にはそれに関する条文がありますが、日本国憲法にはありませんので、日本国が危機的な状況に陥った場合に国家緊急権をどのように考えるか、その基本となるような条文を日本国憲法の中に入れたほうがいいのではないかとすることも主張させていただきました。
9. また、日本国憲法には改正条項がありますが、国民投票法という法律がないために、憲法を改正する場合に実質的には改正できません。日本国憲法は国会が発議し、最後は国民が改正するかどうかを意思決定するわけですが、国民が意思決定をするときの法律自体がないのですから、そもそも憲法は改正できないということです。これを難しい言葉で法律の不作為と言います。法律がやらなくてはいけないことをやらない、不作為と言いますか、しないことについての責任は国会にありますので、それを是非やってくださいとお願いしました。お願いをしたところ憲法改正に対する国民投票法が今できつつありますので、これはよかったなと思います。
10. 私は、このような形で自分で勉強した成果を参議院の憲法調査会で発表させていただき、参議院議員の方、また、一般の方にも勉強してそれに取り組んでくださいとお願いしました。憲法を守ること、憲法をどうするかを考えることは国民固有の権利です。ですから、放送をお聴きの皆様も、今の憲法でよいのか、よければそれをどのように守るのか、現代的な課題にどのように対処するのか、変えたほうがよいのであれば、どのように変えるのがよいのか、これらについて御自分の考えを持っていただき、公民と言いますか、国民としての義務を履行していただきたいと思います。
11. 今日は憲法記念日ですので、憲法の条文をじっくりと読んで、これからの日本のこと、世界のこと、自分たちの地域のこと、自分自身のことについてお考えいただければと思います。日本国憲法は、人権の規定については非常によくできています。そこに掲げられている基本的人権の条文を読んで、自分自身のごことは自分で守ることも大事であると思いますので、よろしくお願ひいたします。